

# 公益社団法人山武市シルバー人材センター配分金規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人山武市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものである。

## (全額支払の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、会員との合意によって、会員が指定する金融機関に、第3条によりきめられた期日に振り込む方式をもってその全額を支払うものとする。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

## (支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月25日（その日が土日又は祝祭日の場合は前日）に支払うものとする。

ただし、仕事の完成後その仕事に対する配分金を会員が特に請求した場合には、当該請求に係る配分金を速やかに支払うものとする。

## (社会的相当配分の原則)

第4条 仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

## (配分金見積基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

## (委任)

第6条 この規程に関して必要な事項は、理事会において定め、総会に報告するものとする。

## 附 則

この規程は、公益社団法人山武市シルバー人材センターの設立登記日から施行する。